

水地申8号 運輸職場における不払い労働を是正し、乗務員の労働時間の適正な管理を求める申し入れ 第1回交渉（4月6日開催）

# 会社は労働時間と認めず！

1. 新 JINJRE システム導入に伴う初期設定で発生した作業時間を労働時間として認め、超勤として追給すること。また、タブレットに関する業務上必要な作業については、労働時間として取り扱うこと。

会社回答：労働時間の取り扱いについて、法令及び就業規則に則り取り扱っているところである。

- ・ 会社の指揮命令下に置かれているかについて  
新 JINJRE 初期設定作業は「必ず行わなければならない」ことは確認するも  
指揮命令下ないと回答！  
必ず行わなければならないというのであれば、労働者の行為(新 JINJRE  
初期設定作業)が使用者から義務づけられているのではないかと求め  
ても明言できず！
- ・ 諾否の権利を有しているかどうか  
(諾否の権利とは仕事の依頼、業務従事の指示等に対して拒否する自由を有しているか否か)  
必ず行わなければならないということは、拒否する自由(諾否の権利)  
を有していないことであると指摘するも会社は明言できず！
- ・ 旅費ワークフローは業務上必要か  
新 JINJRE に含まれる旅費ワークフローは業務上必要な作業である。確認！

対立！

対立！

確認！

業務に必要な作業が含まれているにも関わらず  
新 JINJRE 初期設定は労働時間として認めず！

新 JINJRE に含まれている旅費ワークフローは業務上必要なものであることを確認するも、旅費ワークフローに入るために必要な新 JINJRE 初期設定作業については「自分の時間や手待ち時間で行ってもらう」と回答！

矛盾が生じている！

組：業務上必要なアプリは。

会：D-TAC、津波避難アプリ、乗車人員報告・・・

業務上必要なアプリについて次回交渉までに回答することを  
確認し中断中！

## 新 JINJRE システム

人事給与  
メンテナンス中

勤務管理

労働ではない

旅費ワークフロー

健康管理

労働

新 JINJRE 初期設定作業は  
労働ではないという矛盾が生じている！